

委員会提出議案第 2 号

改正貸金業法の確実な完全施行等を求める意見書

深刻な多重債務問題を解決するため、平成 18 年 12 月に改正貸金業法が成立し、取立規制の強化、貸金業の参入条件の厳格化などの段階的な施行を重ね、平成 22 年 6 月 18 日までに完全施行することになっています。

改正貸金業法の成立後、国は多重債務者対策本部を設置し、多重債務相談窓口の整備・強化、セーフティネット貸付けの提供、金融経済教育の強化、ヤミ金融の撲滅に向けた取締りの強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム」を策定しました。

そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者は大幅に減少し、改正貸金業法が成立する前年の平成 17 年では 18 万件を超えていた自己破産件数も平成 20 年には 13 万件を下回るなど着実に成果を上げています。

最近、資金調達が制限された中小企業等の倒産の増加などから、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める声があがっています。

しかし、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和がなされた場合、再び経済苦や生活苦による多重債務者、さらには多重債務を原因とした自己破産者、自殺者の急増を招くことが懸念されます。

今、多重債務者の救済に必要なことは、成果を上げてきている改正貸金業法の完全施行であり、ヤミ金融撲滅などの必要な施策を確実かつ積極的に実施することと考えます。

以上のことから、国においては、多重債務問題の解決が喫緊の社会問題であることを踏まえて、下記の施策を確実に実施することを強く要望します。

記

- 1 改正貸金業法を完全施行すること。
- 2 地方自治体の多重債務相談体制を強化するため、相談員の人件費等を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実について支援すること。
- 3 個人及び中小・零細企業向けのセーフティネット貸付制度を更に充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 22 年 3 月 19 日提出

さいたま市議会市民生活委員会
委員長 土井 裕之